

令和6年6月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 分掌事務及び事務の現況等について	2～22
(1) 分掌事務	(3～12)
(2) 入札の概要	(13～17)
(3) 入札・契約制度関係資料	(18～19)
(4) 市税の基礎等一覧表	(20～22)
2 令和5年度宿泊税決算見込等について	23～25
3 市有地の処分について	26～29
4 訴訟の現況について	30

財 務 部
令 和 6 年 6 月

1 分掌事務及び事務の現況等について

財務部【分掌事務】 ①市有財産、 ②財政、 ③税、 ④入札、契約及び検査に関すること

【機構】 8 所属 職員数265名 (再任用等含む)

所属ごとの主な分掌事務

【資産経営課】

- ・部の統括に関すること
- ・市有財産の総括に関すること
- ・普通財産の取得、管理、処分及び貸付けに関すること
- ・公共施設の適正配置（公共施設マネジメント）に関すること

【財政課】

- ・財政計画に関すること
- ・予算の編成及び予算執行の総括管理に関すること
- ・市債に関すること
- ・地方交付税に関すること

【契約検査課】

- ・建設工事、製造の請負、物品購入の入札及び契約に関すること

【検査指導室】

- ・建設工事に関する検査及び指導に関すること

【収納課】

- ・税務に関する企画及び調整に関すること
- ・市税等の収入整理並びに督促に関すること
- ・市税等に係る納税奨励及び滞納処分に関すること
(滞納額が70万円未満)
- ・未収金対策に係る総合的な調整に関すること（市税等に限り）

【特別滞納整理室】

- ・市税等に係る納税奨励及び滞納処分に関すること
(滞納額が70万円以上)
- ・債権管理の指導・助言・研修等に関すること
- ・未収金対策に係る総合的な調整に関すること（市税等を除く）

【資産税課】

- ・土地、家屋及び償却資産の評価、賦課に関すること

【市民税課】

- ・市民税、事業所税、軽自動車税及び宿泊税等の賦課等に関すること

令和6年度の主な取組み

使用料や手数料の受益者負担見直しに向けた取組み

- ・現状の把握
- ・先進都市調査
- ・適正な受益者負担額の検討

空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例適用 (軽減措置)の見直し

- ・税負担の公平性を確保するため、市内全域で空き家の老朽度を調査し、老朽危険空き家の土地については、税の軽減措置を解除する。



徴収率向上に向けた取組み

市税等の徴収一元化債権

徴収体制の見直し・
収納徴収事務の包括的委託

徴収体制及び業務分担を見直すとともに、収納・徴収業務のうち作業的業務を委託することで、職員が専門的業務に専念できる**効率的な徴収体制を整備**する。

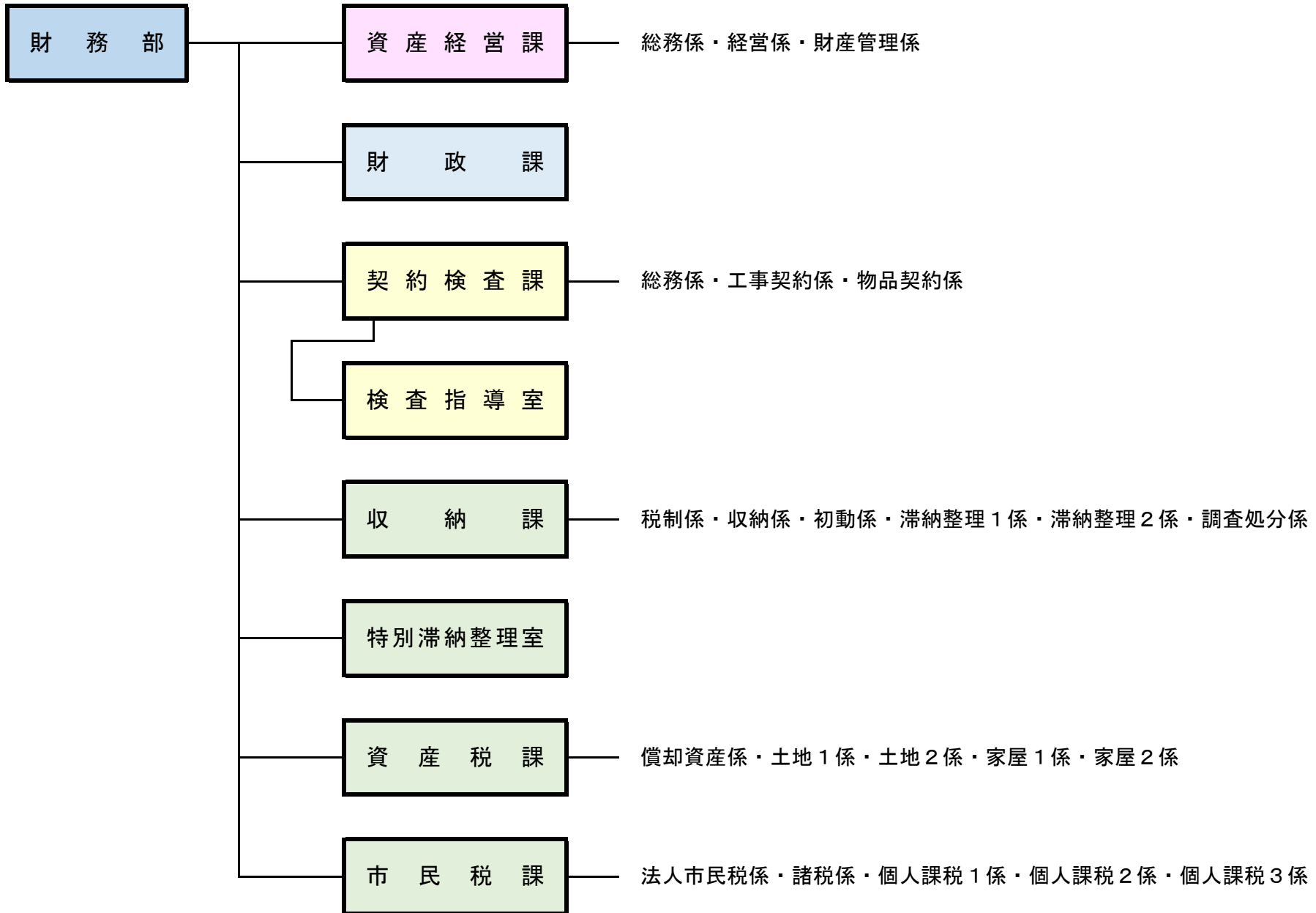
全庁で管理する債権

回収困難債権の収納事務委託

債権額が大きく、対象者数が多い債権のうち、催告等に反応がないものの回収業務を弁護士法人へ委託することで、より**効率的かつ効果的な債権管理**につなげる。

(1) 分掌事務

ア 機構（令和6年4月1日現在）



イ 職名及び職員数（令和6年4月1日現在）

財 務 部 長	藤田 庄三
歳 入 管 理 監	岩永 桂
契 約 監 察 監	出口 喜久男

課・室	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職員数	会計年度		
						正 規	再 任 用	
資 産 経 営 課	課 長 課 長 補 佐	梅澤 泰紀 崎山 増博	総 務 係 長 経 営 係 長 財 産 管 理 係 長	重野 律 森田 司直 田島 真吾	23	22	1	※1
財 政 課	課 長	若村 隆	係 長 係 長	西 昌平 平山 大輔	14	14		
契 約 検 査 課	課 長 物品契約主幹	橋村 賢二 山下 信一郎	総 務 係 長 工 事 契 約 係 長 物 品 契 約 係 長	浅井 桂 浦岡 史 中尾 克哉	29	28		1 ※2
検 査 指 導 室	室 長	角 文彦	係 長	楠本 隆記	10	4	5	1
収 納 課	課 長 課 長 補 佐	村上 英幸 久保田 英治	税 制 係 長 収 納 係 長 初 動 係 長 滞 納 整 理 1 係 長 滞 納 整 理 2 係 長 調 査 処 分 係 長	原 陽平 高崎 裕見子 松山 智度 井下 沙織 今田 麗一 宮崎 弘毅	70	49	2	19 ※3
特 別 滞 納 整 理 室	次 長 兼 室 長 主 幹	小山 英治 牟田 幹子	係 長 係 長 係 長	宮崎 正樹 永石 寛 平 享	19	18		1
資 産 税 課	課 長 課 長 補 佐	梅木 修 大久保 哲也	償 却 資 産 係 長 土 地 1 係 長 土 地 2 係 長 家 屋 1 係 長 家 屋 2 係 長	渡辺 正子 近藤 剛 田中 健 徳久 哲明 川島 光恵	55	53	2	-
市 民 税 課	次 長 兼 課 長	前田 一郎	法 人 市 民 税 係 長 諸 税 係 長 個 人 課 税 1 係 長 個 人 課 税 2 係 長 個 人 課 税 3 係 長	古場 照幸 泉田 公二 若杉 ちとせ 松尾 光貴 坂中 義明	45	40		5
合 計					265	228	10	27

- ※1 資産経営課正規職員数に財務部長を含む。
 ※2 契約検査課正規職員数に契約監察監を含む。
 ※3 収納課正規職員数に歳入管理監を含む。

ウ 分掌事務

課・室	分 掌 事 務
資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関する事。 (2) 市有財産の統括に関する事。 (3) 普通財産の取得（土地の取得を除く。）及び処分に関する事。 (4) 普通財産の管理及び貸付けに関する事。 (5) 全国市有物件災害共済会（建物）の契約に関する事。 (6) 財産区に関する事。 (7) 市有墓地に関する事。 (8) 基金（土地開発基金を除く。）の管理及び処分に関する事。 (9) 公共施設の適正配置に関する事。 (10) 土地の有効活用に係る企画及び調整に関する事。 (11) 部内事務の連絡調整に関する事。
財政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政計画に関する事。 (2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関する事。 (3) 市債に関する事。 (4) 地方交付税に関する事。 (5) 一時借入金に関する事。 (6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関する事。 (7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関する事。 (8) 財政公表に関する事。
契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設工事、建設工事に係る業務委託、製造の請負及び物品の購入に係る入札及び契約に関する事。 (2) 業務委託（建設工事に係るものを除く。）及び物品の賃貸借に係る入札に関する事。 (3) 建設工事及び建設工事に係る業務委託の業者指名に関する事。 (4) 入札制度の改革に関する事。 (5) 重要な契約の審査に関する事。 (6) 経理及び契約事務の監察に関する事。

<p>契約検査課 (続き)</p>	<p>(7) 経理事務の適正化の進行管理に関する事。 (8) 入札監視委員会及び総合評価一般競争入札審議会に関する事。 (9) 検査指導室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。</p>
<p>検査指導室</p>	<p>(1) 建設工事及び建設工事等に係る業務委託の検査及び指導に関する事。 (2) 入札及び契約に関する技術的助言に関する事。 (3) 建設技術の向上に係る指導、調査、研修等に関する事。 (4) 土木工事に係る設計積算資料に関する事。</p>
<p>収納課</p>	<p>(1) 税務に関する企画及び調整に関する事。 (2) 自動車重量譲与税、特別とん譲与税、地方道路譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び法人事業税交付金に関する事。 (3) 市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料、後期高齢者医療保険料、延滞金等の収入整理並びに督促に関する事。 (4) 市税に係る納税督促及び滞納処分に関する事（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (5) 児童福祉費負担金及び利用者負担額に係る納付督促並びに滞納処分に関する事（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (6) 介護保険料に係る納付督促及び滞納処分に関する事（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (7) 後期高齢者医療保険料に係る納付督促及び滞納処分に関する事（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (8) 納税貯蓄組合との連絡調整に関する事。 (9) 市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料に係る過誤納金の還付並びに充当に関する事。 (10) 市税に係る諸証明（資産税課の所管に係るものを除く。）の総括に関する事。 (11) 児童福祉費負担金及び利用者負担額に係る諸証明（幼児課の所管に係るものを除く。）の総括に関する事。 (12) り災証明（火災に係るものを除く。）に関する事。 (13) 未収金（市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料に限る。）対策に係る総合的な調整に関する事。 (14) 特別滞納整理室に係る予算の経理に関する事。 (15) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事。</p>

課・室	分 掌 事 務
特別滞納整理室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る納税督促及び滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (2) 児童福祉費負担金及び利用者負担額に係る納付督促並びに滞納処分に関すること。 （収納課の所管に係るものを除く。）。 (3) 介護保険料に係る納付督促及び滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (4) 後期高齢者医療保険料に係る納付督促及び滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (5) 他の所管から移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の未収金に係る納付督促及び強制執行等に関すること。 (6) 債権管理事務の向上に係る指導、助言、研修等に関すること。 (7) 債務者情報の利用、提供及び収集における調整に関すること。 (8) 未収金対策に係る総合的な調整に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。
資産税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。 (2) 土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税並びに土地及び家屋に対する都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産課税台帳等の閲覧、固定資産税に係る証明及び名寄帳等の写しの交付並びにその総括に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。
市民税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (2) 軽自動車税、鉱産税及び事業所税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 市たばこ税及び入湯税の賦課、納期限の延長及び課税免除に関すること。 (4) 宿泊税の賦課、納期限の延長、課税免除、減免及び特別徴収事務に係る報償金に関すること。 (5) 市民税の調査に関すること。

エ 所管事務の現況等

(ア) 資産経営課

係名等	内容
総務係	(1) 部の総括に関する事。 (2) 市有財産の総括に関する事。 (3) 行政財産の目的外使用、用途廃止、所管替等の場合の総合調整及び財産台帳の調製に関する事。 (4) 全国市有物件災害共済会（建物）の契約に関する事。 (5) 財産区に関する事。 (6) 基金（土地開発基金を除く。）の管理及び処分に関する事。 (7) 経理事務に関する事。 (8) 部内事務の連絡調整に関する事。 (9) 課内の一般庶務に関する事。
経営係	(1) 公共施設マネジメント地区別計画に関する事。 (2) 公共施設保全計画に関する事。 (3) 公民連携に関する事。 (4) 余剰資産の利活用の促進に関する事。 (5) 普通財産の取得、処分及び解体に関する事。
財産管理係	(1) 普通財産の貸付及び維持管理に関する事。 (2) 市有墓地の維持管理に関する事。 (3) 市有財産評価委員会に関する事。

(イ) 財政課

係名等	内容
	(1) 財政計画に関する事。 (2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関する事。 (3) 市債に関する事。 (4) 地方交付税に関する事。 (5) 一時借入金に関する事。 (6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関する事。 (7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関する事。 (8) 財政公表に関する事。

(ウ) 契約検査課

係名等	内 容
総務係	(1) 入札監視委員会に関すること。 (2) 入札制度の改革に関すること。 (3) 議会案件に関すること。 (4) 有資格業者の指名停止に関すること。 (5) 競争入札参加資格に関すること。 (6) 優秀工事表彰に関すること。 (7) 経理事務に関すること。 (8) 事業所実態調査に関すること。 (9) 課内及び検査指導室の一般庶務に関すること。
工事契約係	(1) 建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関すること。 (2) 建設工事等の入札参加条件の設定及び業者指名に関すること。 (3) 総合評価一般競争入札審議会に関すること。 (4) 入札及び契約事務の改善に関すること。 (5) 工事発注予定表の作成に関すること。
物品契約係	(1) 業務委託（建設工事に係るものを除く。）及び物品の賃貸借の入札並びに製造の請負及び物品の購入に係る入札及び契約に関すること。 (2) 入札及び契約事務の改善に関すること。 (3) 業務委託基準に関すること。 (4) 契約事務の監察に関すること。

(エ) 検査指導室

係名等	内 容
	(1) 建設工事等の検査及び指導に関すること。 (2) 現場パトロールによる指導に関すること。 (3) 検査等の事務処理に関すること。 (4) 入札及び契約に関する技術的助言に関すること。 (5) 技術職員の専門研修等、資質向上に関すること。 (6) 土木設計積算基準・指針に関すること。 (7) 土木設計積算システムの管理に関すること。

(オ) 収納課

係名等	内容
税制係 ・ 税務全般	(1) 税務に関する企画及び調整に関すること。 (2) 税務に係る例規案の作成に関すること。 (3) 市税に係る収入見積及び決算に関すること。 (4) 自動車重量譲与税、特別とん譲与税、地方道路譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び法人事業税交付金に関すること。 (5) 税務関係各種協議会に関すること。 (6) 経理事務に関すること。 (7) 課内の一般庶務に関すること。 (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (9) 公用車の運行管理に関すること。 (10) リ災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。 (11) 納税貯蓄組合に関すること。 (12) 滞納整理支援システム及び滞納に関する各種統計に関すること。 (分割納付の管理及び欠損処分に関することを含む。)
収納係 ・ 収入整理 ・ 税務証明	(1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）に係る延滞金等の収入整理に関すること。 (2) 市税等に係る督促状の発付に関すること。 (3) 市税等に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。 (4) 市税等の口座振替納付に関すること。 (5) 市税等に係る諸証明（資産税課の所管に係るものを除く。）の総括に関すること。
初動係 ・ 滞納整理	(当年度分及び前年度分のうち滞納額30万円未満のもの) (1) 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 (2) 市税等に係る延滞金の減免に関すること。 (3) 市税等に係る納税の猶予に関すること。 (4) 徴収の囑託及び受託に関すること。 (5) 納付指導員に関すること。
滞納整理1係 滞納整理2係 ・ 滞納整理	(前年度分のうち滞納額30万円以上のもの及びそれ以前の年度分) (1) 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 (2) 市税等に係る延滞金の減免に関すること。 (3) 市税等に係る納税の猶予に関すること。 (4) 徴収の囑託及び受託に関すること。
調査処分係 ・ 滞納整理	(1) 市税等の滞納処分に関すること。 (2) 滞納整理支援システムに関すること。 (分割納付の管理に関することを含む。)

(カ) 特別滞納整理室

係名等	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納整理 ・ 公売 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市税等の徴収の進行管理に関する企画及び調整に関すること。 (2) 市税等に係る差押え物件の保管及び公売に関すること。 (3) インターネット公売及び検索に関すること。 (原則として、滞納額が70万円以上のものを担当) (4) 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 (5) 市税等に係る延滞金の減免に関すること。 (6) 市税等に係る納税の猶予に関すること。 (7) 徴収の嘱託及び受託に関すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事債権 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 他の所管から移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の未収金に係る納付督促及び強制執行等に関すること。 (2) 債権管理事務の向上に係る指導、助言、研修等に関すること。 (3) 債務者情報の利用、提供及び収集における調整に関すること。 (4) 未収金対策に係る総合的な調整に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。

(キ) 資産税課

係名等	内容
償却資産係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課 ・ 調定 ・ 証明 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 資産税課に係る収入の調定及び統計に関すること。 (2) 経理事務に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (4) 固定資産課税台帳等の閲覧、証明及び名寄帳等の写しの交付に関すること。 (5) 住宅用家屋証明に関すること。 (6) 償却資産の評価に関すること。 (7) 償却資産に対する固定資産税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (8) 課内の一般庶務に関すること。 (9) 課の公用車の運行管理に関すること。
土地1・2係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 土地の評価に関すること。 (2) 土地に対する固定資産税及び都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 特別土地保有税に関すること。
家屋1・2係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 家屋の評価に関すること。 (2) 家屋に対する固定資産税及び都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。

(ク) 市民税課

係名等	内 容
法人市民税係 ・ 賦課 ・ 調定	(1) 法人に対する市民税の賦課、納期限の延長及び減免に関する事 (2) 法人市民税の調定及び統計に関する事 (3) 経理事務に関する事 (4) 課内の一般庶務に関する事 (5) 未申告、過少申告者等の調査に関する事
諸税係 ・ 賦課 ・ 調定	(1) 軽自動車税及び事業所税の賦課、納期限の延長及び減免に関する事 (2) 市たばこ税及び入湯税の賦課、納期限の延長及び課税免除に関する事 (3) 宿泊税の賦課、納期限の延長、課税免除、減免及び特別徴収事務に係る報償金に関する事 (4) 諸税の調定及び統計に関する事 (5) 未申告、過少申告者等の調査に関する事
個人課税 1～3 係 ・ 賦課 ・ 調定	(1) 個人に対する市民税（特別徴収・普通徴収）の賦課、納期限の延長及び減免に関する事 (2) 個人市民税の調定及び統計に関する事 (3) 未申告、過少申告者等の調査に関する事

(2) 入札の概要

ア 長崎市の入札制度

(ア) 制限付一般競争入札の実施

原則として、一定の入札参加資格要件を満たした誰もが入札参加できる制限付一般競争入札を実施

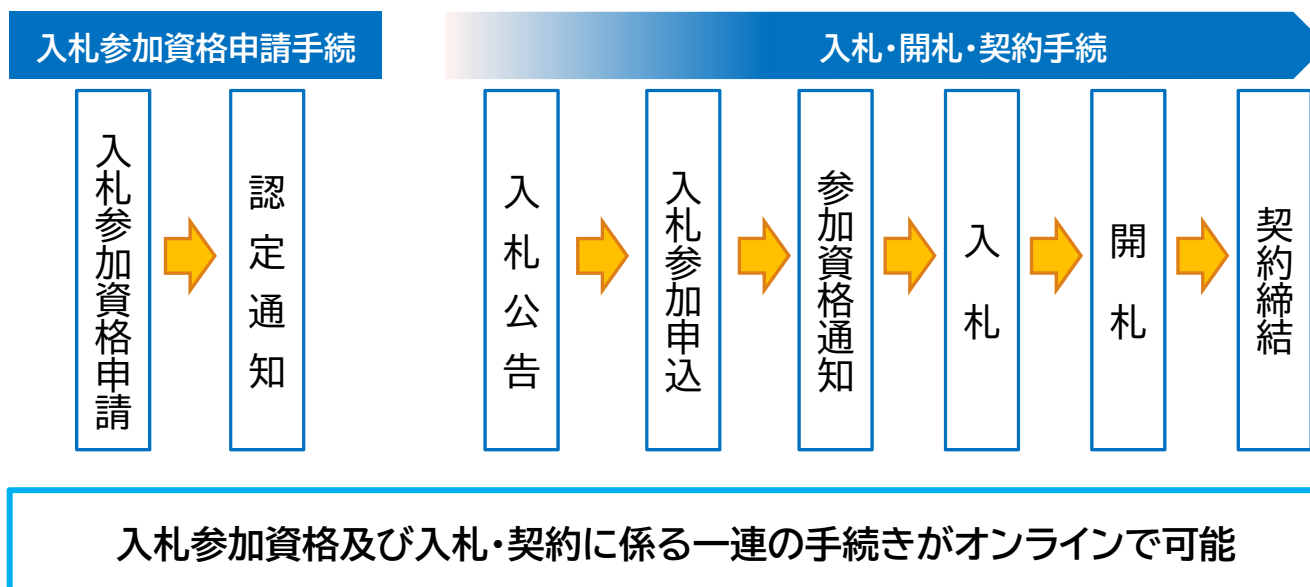
(イ) 入札・契約手続のオンライン化

「入札参加資格の申請手続」から「入札・開札・契約手続」まで、一連の手続きをオンライン化
入札業者は来庁することなく手続が可能、入札業者及び市の労力削減や事務の効率化を図っている。

※電子契約(開札後の契約手続)は令和5年6月から運用開始

【電子契約開始】 令和5年6月～ 建設工事及び建設工事コンサルの運用開始

令和5年9月～ 契約検査課において契約する物品調達等の一部を運用開始



(ウ) 予定価格の事前公表

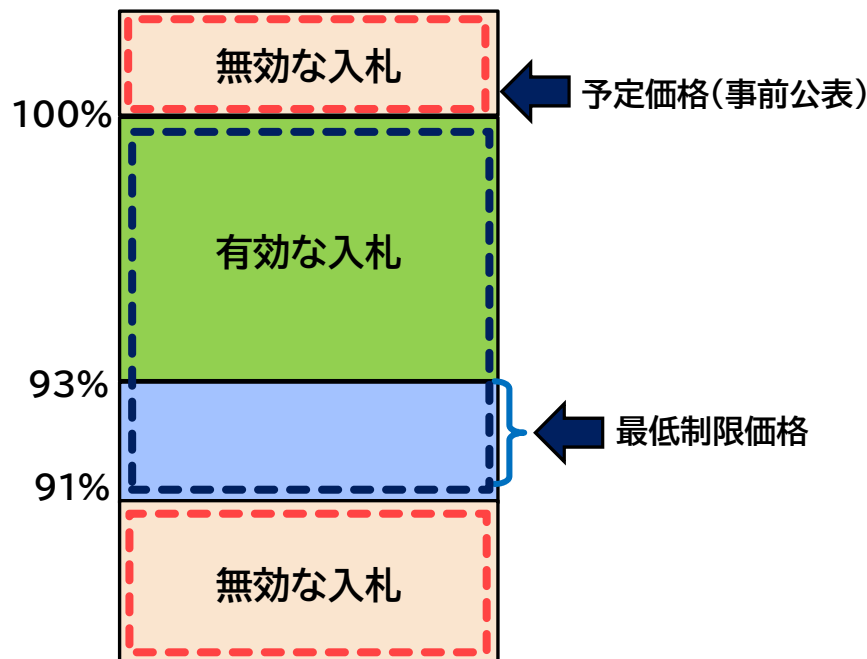
建設工事等において、入札事務の透明性向上及び公正な競争の確保のため、原則として予定価格の事前公表を実施

(エ) 最低制限価格の設定

- ・品質確保を目的として、最低制限価格を設定
- ・最低制限価格は、最低制限価格率の範囲内で、開札時にシステムによりランダム係数を用いて算出

区 分	最低制限価格率の範囲(%)
建設工事	91.00～93.00
建設工事に係る業務委託	82.00～84.00
その他の業務委託(物品調達等)	85.00～87.00

建設工事における予定価格と最低制限価格のイメージ図



(オ) 市内業者優先

- ・原則、市内業者又は認定市内業者の登録がある者が入札参加の対象
- ・市内及び認定市内の業者では施工(履行)が困難な場合や競争性が確保できない場合に、準市内業者や市外業者へ対象を拡大

《市内業者》

- 以下の条件を満たし、市内における営業年数が1年以上
- ・市内に本店(建設工事は、建設業の主たる営業所)を有する
- ・全従業員数に占める市内従業員数の割合が50%超又は市内従業員数が50人超

《認定市内業者》

- 以下の条件を満たし、市内における営業年数が5年以上
- ・契約締結権限が委任された支店又は営業所等を市内に有する
- ・支店又は営業所等の従業員数が50人超

(カ) 資本関係及び人的関係のある者の同一入札への参加制限

資本関係及び人的関係のある者が同一の入札に参加することを制限

《資本関係》

子会社等と親会社等の関係にある場合など

《人的関係》

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合など

(キ) 建設工事における入札

a 共同企業体(JV)方式の採用

大規模で難易度の高い建設工事の確実で円滑な施工を図るため共同企業体方式を採用

《共同企業体(JV)構成員数》

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	予定価格 3億円以上6億円未満	予定価格 4億円以上8億円未満
3者	6億円以上	8億円以上

b 総合事務所の区域ごとでの入札の実施

緊急時の対応が円滑に行えるよう地域に精通した建設業者の育成を図るため、総合事務所の区域ごとでの入札を実施

c 工事成績を入札参加条件とする制限付一般競争入札の実施

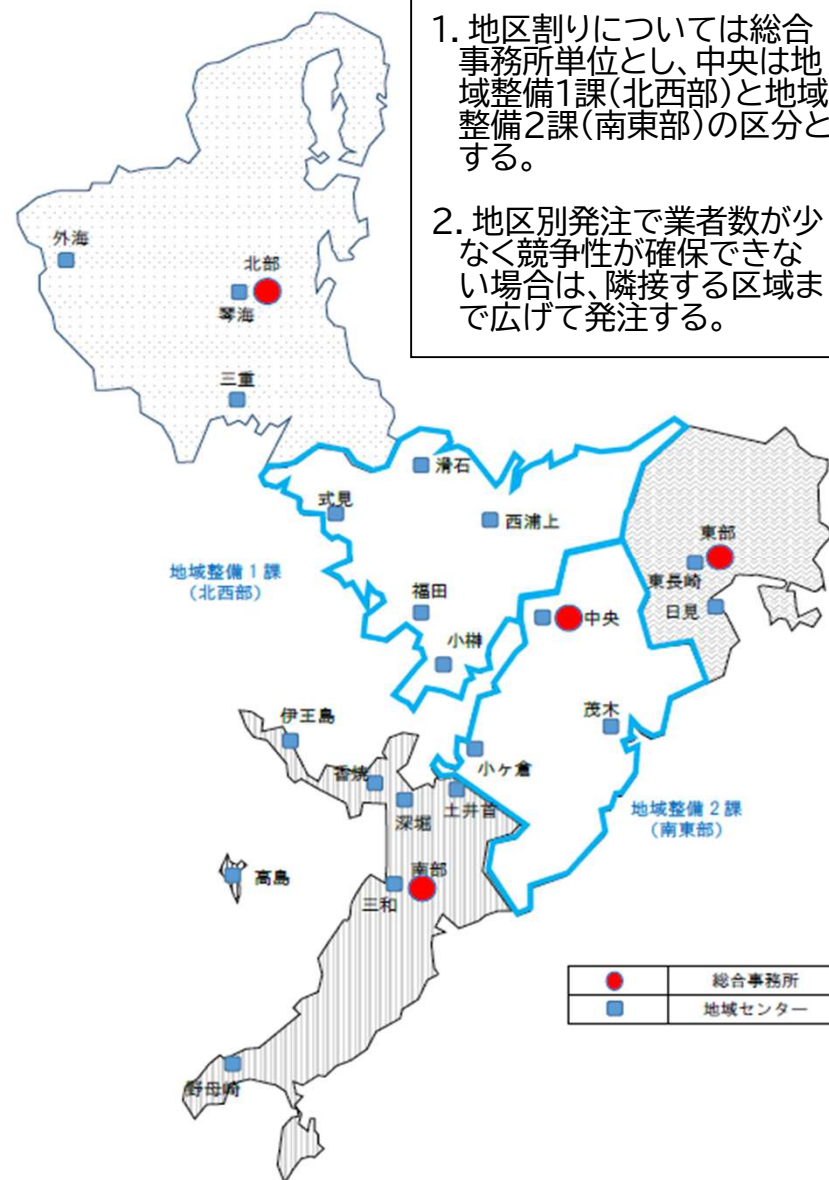
優良工事の施工を促し、工事品質の向上を図るため、一定の工事成績点以上の実績を入札参加条件とする入札を実施

d 総合評価一般競争入札の実施

入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが適当と認められる案件について、入札価格以外の要素を含めて総合的に評価して落札者を決定する入札方式を実施

平成31年4月から、本市に施工例がなく規模の大きな工事を対象に技術提案を評価の対象に加えるなど、評価方法等の見直しを実施

制限付一般競争入札の地区割り



イ 受注機会の確保の取組み

(ア) 建設工事における総合数値に基づいた発注

完工高や技術職員数等を基に算出された業者の「総合数値」に応じて、入札参加できる工事金額帯を設定

(イ) 落札制限の設定

制限付一般競争入札においては、受注の偏りを防ぐために、原則として次の制限を設定

件数制限	同日落札制限	同じ日に開札される案件では、1業者1件まで
	年度内落札制限	・建設工事は、年度内1業者6件まで(7件目がJV案件であれば落札可能) ・物品調達等※は、発注予定件数等に応じて落札制限を設定 (※パソコン・サーバーの購入又は借入において予定価格が2,000万円以上の案件)
期間制限	10日前落札制限	建設工事に係る業務委託については、落札後10日間に開札する案件の入札を制限
	落札後1か月制限	落札価格が1億5千万円以上の建設工事は、落札後1か月間に開札する案件の入札を制限

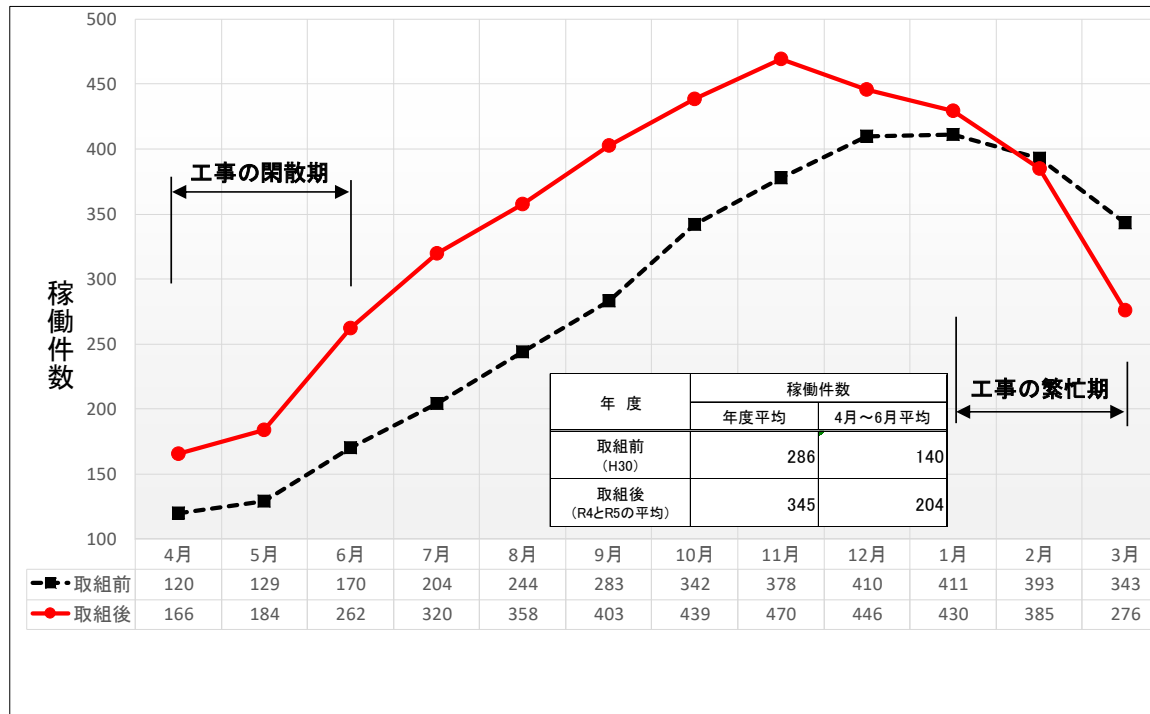
《落札制限一覧》

区分	件数制限		期間制限	
	同日落札制限	年度内落札制限	10日前落札制限	落札後1か月制限
① 建設工事	○	○	—	○
② 建設工事に係る業務委託	○	—	○	—
③ 物品調達等	○	○	—	—

(ウ) 施工時期の平準化

建設工事において、労働者の働き方改革のほか建設業界の経営の効率化や安定的な受注機会の確保を図るため、早期発注の促進や債務負担行為の活用などによる施工時期の平準化に係る取組を実施

月別工事稼働件数(長崎市全体)



(エ) 週休2日工事の実施

建設業に時間外労働規制が適用される令和6年4月に先立って、令和4年3月から、公共工事従事者の労働環境の向上及び建設業の担い手確保を図るため、全工事(緊急を要する工事及び工期に制約がある工事等を除く)に週休2日工事を適用した発注を実施

(オ) 余裕期間制度の活用

令和3年度から、建設工事の繁忙期において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事の発注を実施

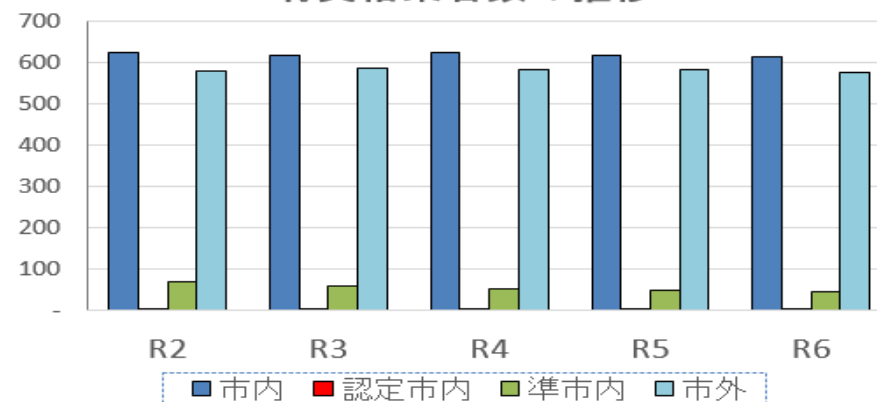
(3) 入札・契約制度関係資料

ア 有資格業者の推移（建設工事(業者実数)）

※各年度5月1日現在 ()内は割合

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和2年度	623 (48.9%)	3 (0.2%)	70 (5.5%)	579 (45.4%)	1,275 (100%)
令和3年度	618 (48.7%)	4 (0.3%)	59 (4.7%)	587 (46.3%)	1,268 (100%)
令和4年度	625 (49.4%)	4 (0.3%)	52 (4.1%)	584 (46.2%)	1,265 (100%)
令和5年度	616 (49.2%)	3 (0.2%)	49 (3.9%)	584 (46.7%)	1,252 (100%)
令和6年度	614 (49.5%)	3 (0.2%)	47 (3.8%)	577 (46.5%)	1,241 (100%)

有資格業者数の推移



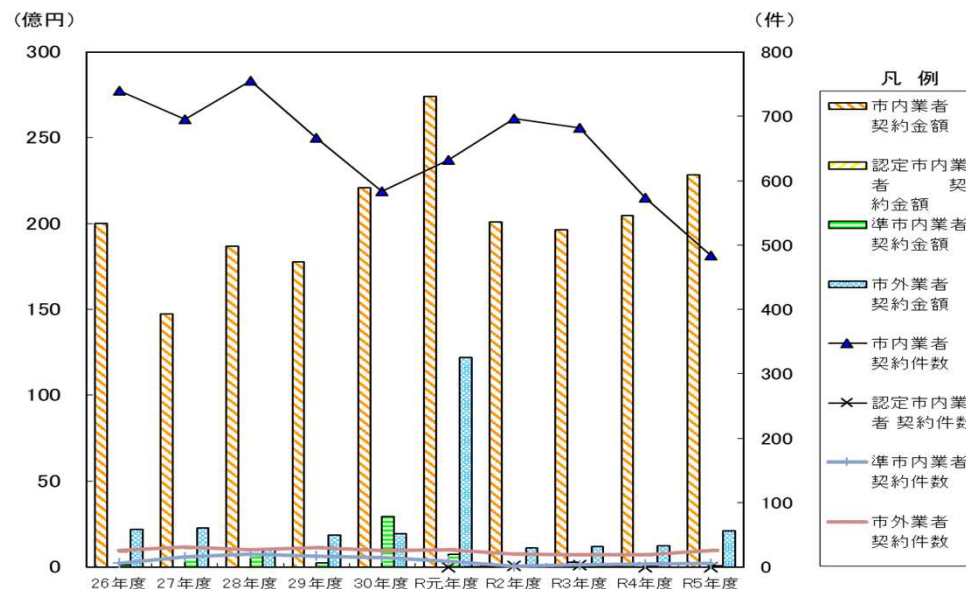
イ 建設工事契約実績(年度別)調

(ア) 契約実績（令和3～5年度）

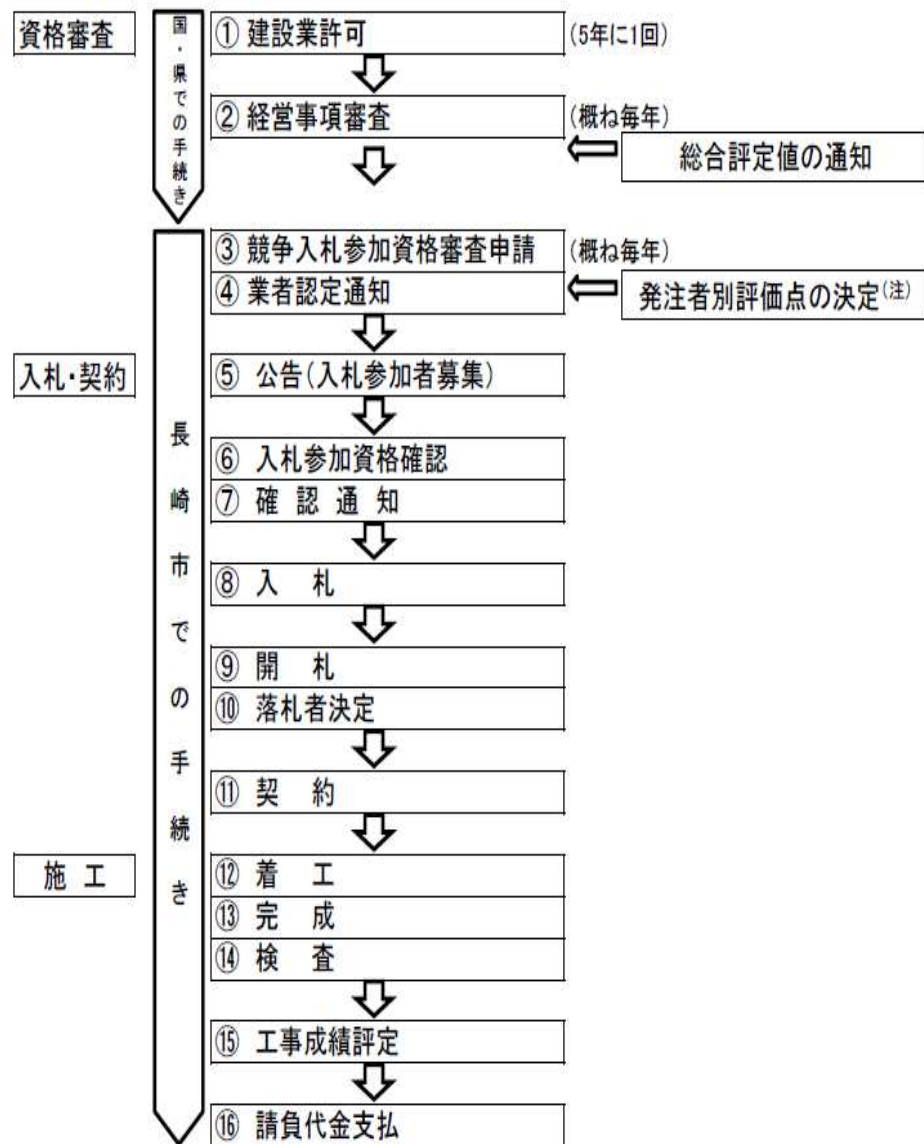
※()内は割合

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
市内	682 (96.5%)	19,646 (92.8%)	574 (96.1%)	20,460 (94.0%)	484 (94.0%)	22,850 (91.4%)
認定市内	3 (0.4%)	286 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
準市内	3 (0.4%)	61 (0.3%)	4 (0.7%)	69 (0.3%)	5 (1.0%)	61 (0.2%)
市外	19 (2.7%)	1,165 (5.5%)	19 (3.2%)	1,246 (5.7%)	26 (5.0%)	2,093 (8.4%)
合計	707 (100%)	21,158 (100%)	597 (100%)	21,775 (100%)	515 (100%)	25,004 (100%)

(イ) 過去10年間における契約実績の推移



ウ 建設工事における入札・契約事務の流れ



(注):「発注者別評価点」は、業者の施工能力や社会貢献等を本市独自に評価した点数

入札参加できる工事金額帯は、業者の評価点である総合数値(総合評定値+発注者別評価点)により定まる

エ 物価変動等に伴う請負代金額の適切な変更

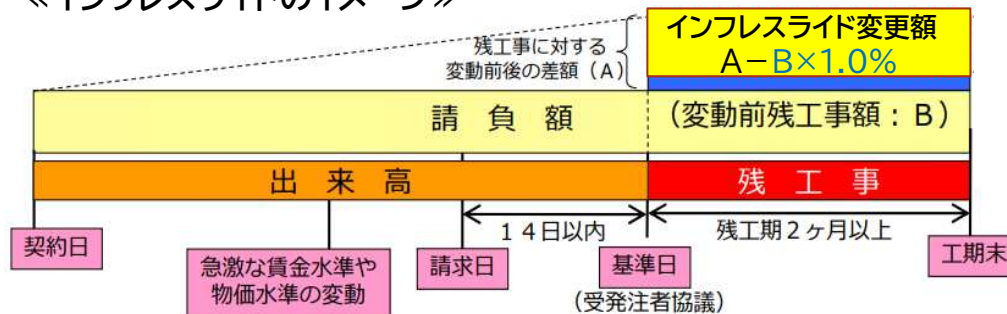
a スライド条項に基づく変更

工事の契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、請負代金額の変更を請求することができる。

《各スライドの一覧》

項目	全体スライド	単品スライド	インフレスライド
趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%

《インフレスライドのイメージ》



b 令和6年3月適用の新労務単価等に基づく変更

令和6年3月1日以降に契約を締結したもののうち、令和5年度の公共工事設計労務単価等を適用して予定価格を積算している建設工事等について、令和6年度の新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

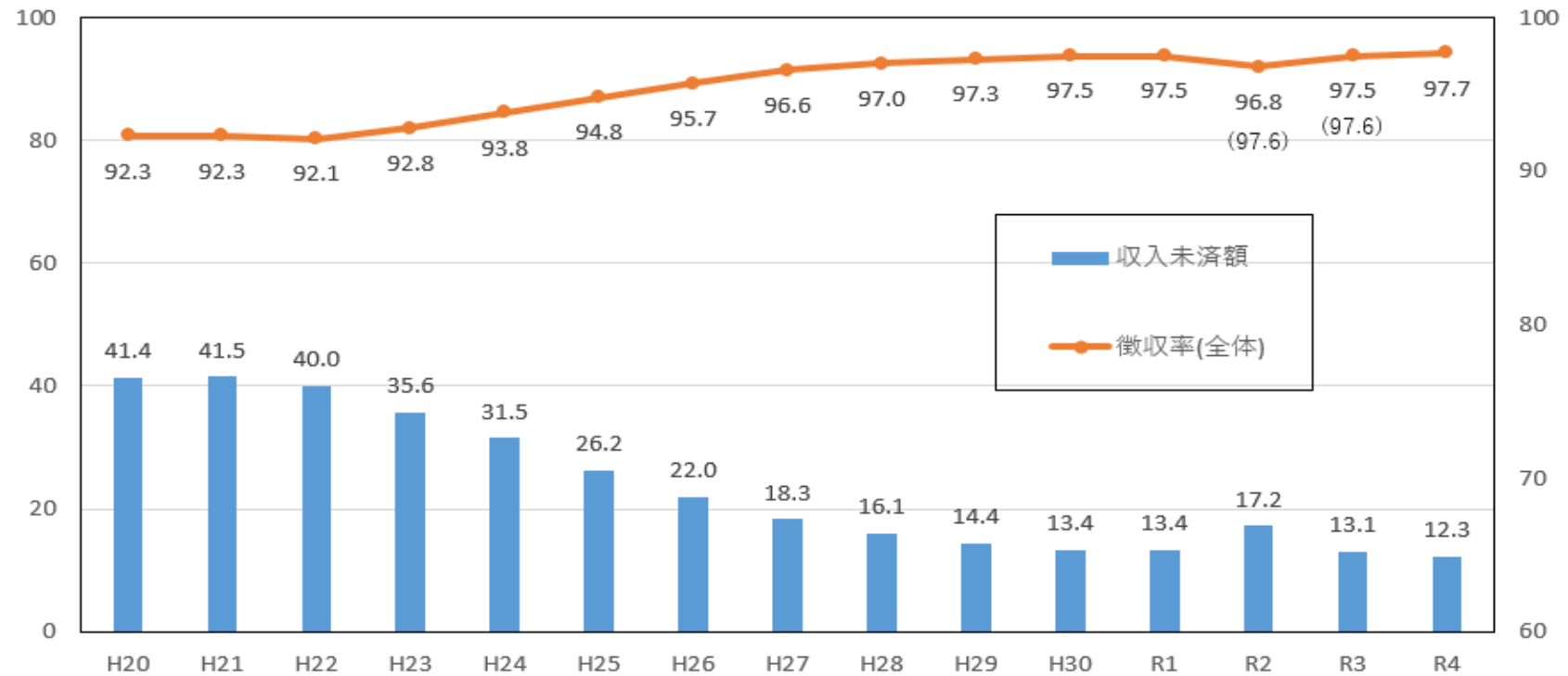
(4) 市税の基礎等一覧表

(令和6年4月1日現在)

税目	賦課期日	課税客体	納税義務者	課税標準	税率
市民税	1月1日	個人	[均等割と所得割] 市内に住所を有する個人 [均等割のみ] 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者	所得割 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額(分離課税に係る分を除く)及び山林所得金額	均等割(標準税率) 3,000円 所得割(標準税率) 6%
		法人	[均等割と法人税割] 市内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割のみ] 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの [法人税割のみ] 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	法人税割 法人税額	均等割(標準税率) 5万円～300万円までの9段階 法人税割(制限税率) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度 ➡ [8.4%] 平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに開始する事業年度 ➡ [12.1%]
固定資産税	1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における価格 ※免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(標準税率) 1.4%
軽自動車税 (環境性能割)		三輪以上の軽自動車	当該軽自動車の取得者	軽自動車の取得価額 ※免税点 50万円	(標準税率) 非課税～2%
軽自動車税 (種別割)	4月1日	原動機付車 軽二輪 軽自動車 小型特殊車 二輪の小型自動車	当該軽自動車等の所有者	1台につき	(標準税率) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 特定小型 2,000円 軽二輪 3,600円 軽自動車(3輪、4輪) 1,000円～12,900円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円

税 目	賦課期日	課税客体	納 税 義 務 者	課 税 標 準	税 率
市たばこ税		小売販売業者に売り渡した製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	売り渡し本数	(一定税率) [一般銘柄][特定銘柄] 1,000本につき6,552円
入 湯 税		鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客 (鉱泉浴場経営者が特別徴収) ※課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・市内に居住する年齢65歳以上の者 ・障害者 ・原爆被爆者 ・修学旅行者 ・共同浴場等の入湯者 ・災害の被災者のうち必要と認められる者	入湯客数	(標準税率) 1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合は1人1日につき 30円
事業所税		事務所又は事業所において、法人もしくは個人の行う事業	事業所等において、事業を行う者	資産割 算定期間の末日における事業所床面積 従業者割 算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額 ※免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下	(一定税率) 資産割 1㎡につき 600円 従業者割 給与総額の0.25%
都市計画税	1月1日	市街化区域内の土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産税(土地・家屋)の課税標準 ※固定資産税が免税点未満のものは対象外	(制限税率) 0.3%
宿泊税		長崎市内に所在する宿泊施設(民泊含む)への宿泊行為	宿泊施設への宿泊者	宿泊施設への宿泊数	1人1泊について、宿泊料金が (1) 1万円未満のもの 100円 (2) 1万円以上2万円未満のもの 200円 (3) 2万円以上のもの 500円 ※免税点なし
特別土地保有税		土 地	土地の所有者又は取得者 ※平成15年度から新規課税停止	土地の取得価額 ※免税点(基準面積) 5,000㎡	保 有 1.4% 取 得 3%

(億円) 市税の徴収率及び収入未済額 徴収率 (%)



収納率向上の取り組み

- H21 ・徴収一元化
 - ・特別滞納整理室の創設
- H23 ・納付お知らせセンターの設置
- H24 ・コンビニ収納の開始
- H25 ・ペイジー口座振替受付サービスの開始
- R2 ・キャッシュレス決済（スマートフォン）の開始
 - ・コロナ禍による徴収猶予の特例措置
- R3 ・キャッシュレス決済対応アプリの拡大

時事案件

- H20 ・リーマンショック
 - H23 ・東日本大震災
 - R2 ・新型コロナウイルスの蔓延
 - 徴収猶予の特例 実施
- ※ () 内徴収率は、徴収猶予除く

2 令和5年度宿泊税決算見込等について

(1) 概要

- ア 課税客体(税金のかかる対象)**
長崎市内の宿泊施設への宿泊行為
- イ 納税義務者**
長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者
- ウ 令和5年度特別徴収義務者数** 209施設
- エ 税率**

宿泊料金	税率
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

(2) 主な取組

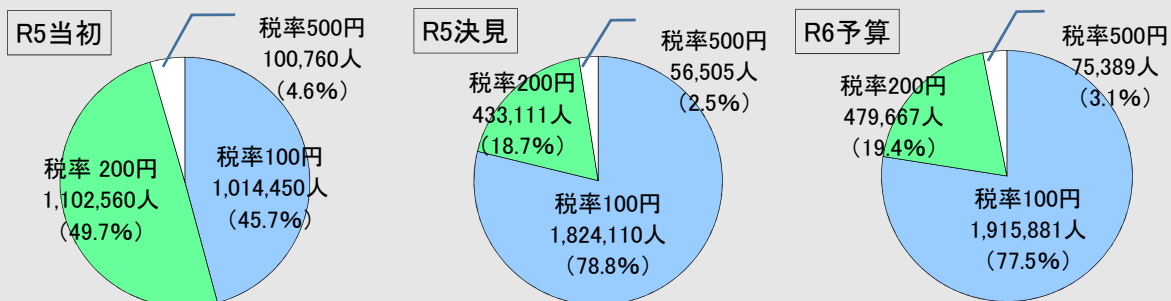
- **宿泊税の申告受付・周知・問い合わせ対応**
・令和4年度から宿泊税周知のため、駅・空港・バスターミナル等にPRポスターの掲示や各施設へのリーフレット等の配布
・宿泊事業者等からの申告受付及び問い合わせ対応
- **電子申請サービスを活用した電子申告の導入**
・宿泊事業者の54%が電子申告を利用
- **宿泊事業者ヒアリングの実施**
・制度の円滑な運用のため、宿泊税特別徴収事務の対応状況や問題等の聞き取りを実施
- **特別徴収事務報償金を令和6年度当初予算に計上(700万円)**



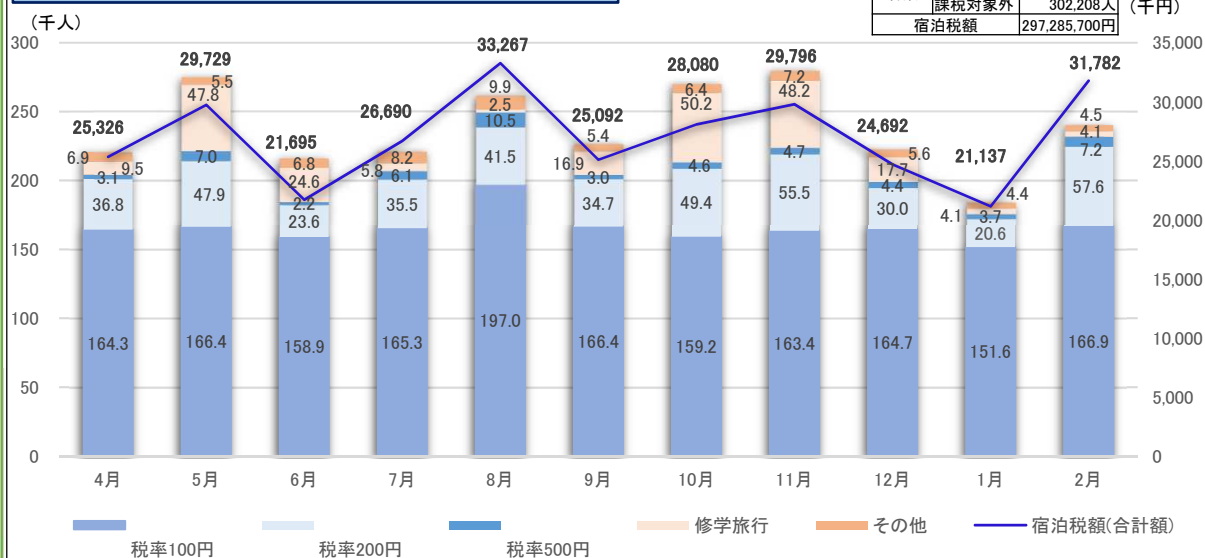
(3) 令和5年度当初予算額・決算見込額の比較

※R5年度: 11か月分
R6年度: 12か月分

	R5当初予算	R5決算見込	増減	R6当初予算※参考
宿泊税	372,337,000円	申告額 297,285,700円 収入済額 297,171,000円 収入未済額 114,700円	▲75,051,300円	325,216,000円
宿泊者数 (※課税対象)	2,217,770人	申告人数 2,313,726人 収入済人数 2,312,579人 収入未済人数 1,147人	95,956人	2,470,937人

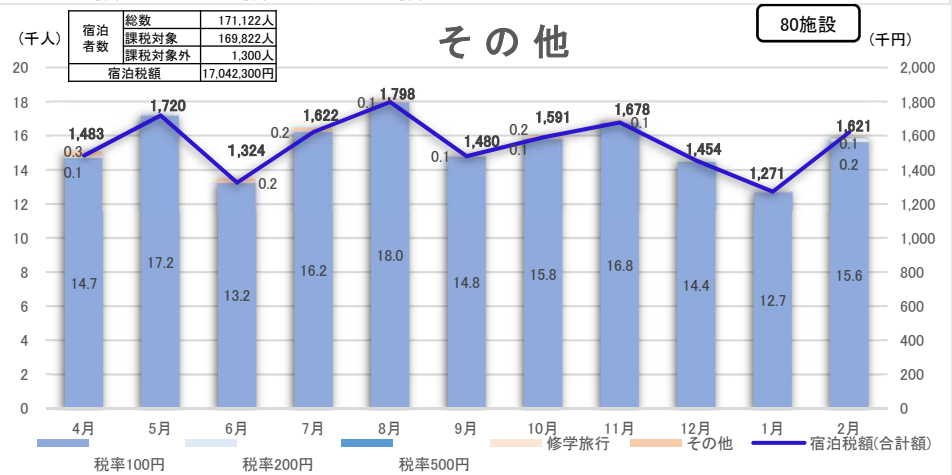
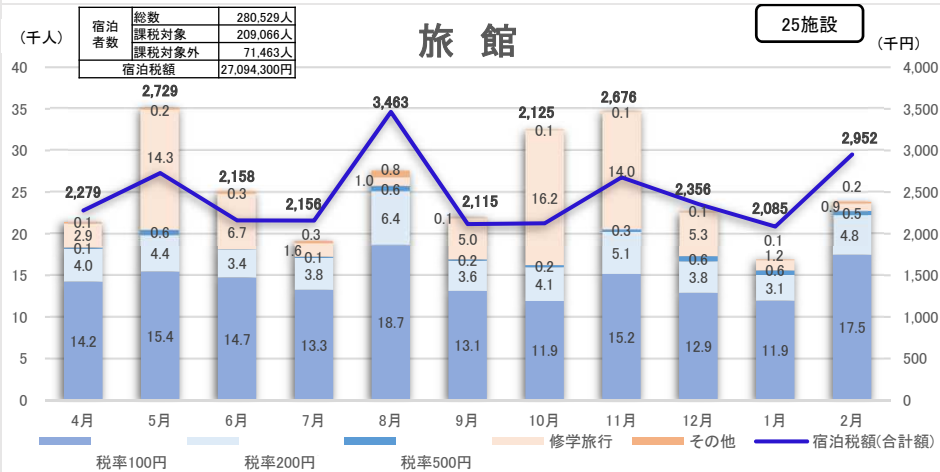
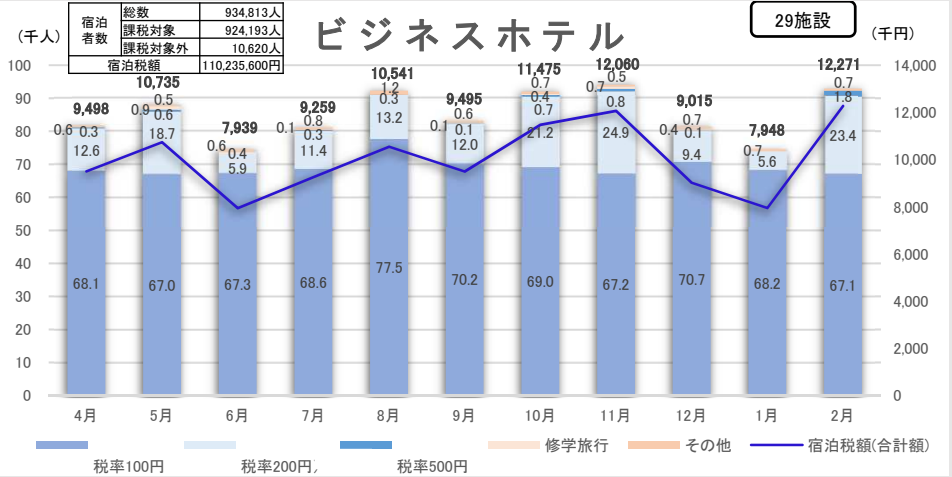
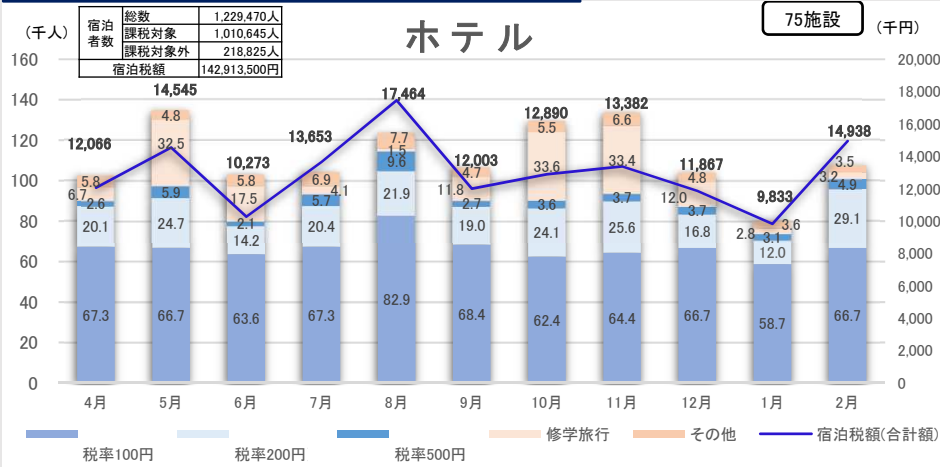


(4) 令和5年度宿泊者数と宿泊税額

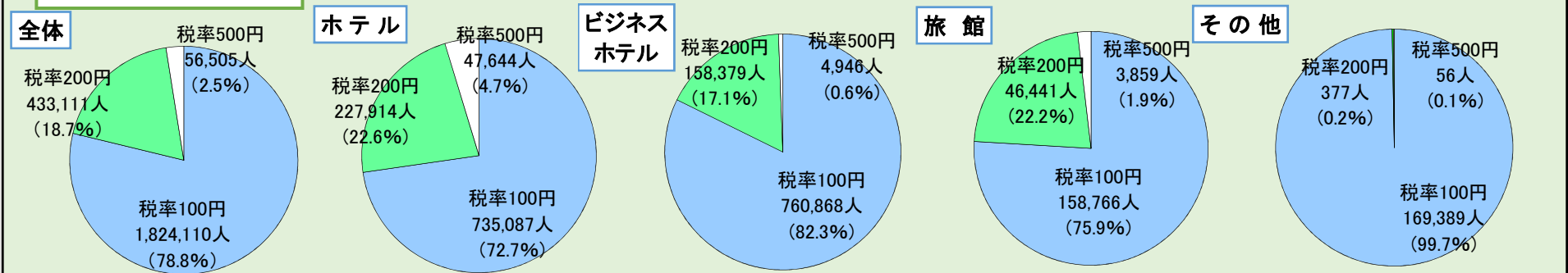


総数	2,615,934人
課税対象	2,313,726人
課税対象外	302,208人
宿泊税額	297,285,700円

(5)種別毎の宿泊者数と宿泊税額



税率毎の割合



(6) 宿泊事業者ヒアリング結果(4/18・5/8・5/16実施)(抜粋)

※実施事業者数3件(施設数5施設)

質問項目	回答内容
宿泊者とトラブルなどはないですか?	・予約サイトに宿泊税の案内を掲載し、事前に説明を行っているため、トラブルなどはない(1件) ・特になし(2件)
申告納入手続きで困っていることはないですか?	・宿泊税を納入書で納めているため、手間がかかる(※eLTAXによる電子申告納入案内済)(1件) ・特になし(2件)

宿泊事業者の方からのご意見

- ・宿泊税システム整備費補助金で改修を行ったことにより、宿泊税額を自動で計算してくれるため、問題なく徴収・申告納入が行えている。
- ・宿泊税は宿泊者に還元できるような事業を行ってほしい。

(7) 宿泊事業者アンケート結果(5/15～6/5実施)(抜粋)

※配布数178件 回答数94件 回答率52.8% 令和6年6月10日現在

問1 直近1か月で、宿泊税について宿泊客から問い合わせ(宿泊前や宿泊当日など)は何件程度ありましたか。

回答内容	回答数
1 ない	64
2 1～2件	15
3 3～10件(週1, 2回程度)	10
4 11～20件(週3, 4回程度)	0
5 21件以上(週5回程度以上)	0
6 未回答	5

問2 上記では、どのような内容の質問がありましたか。(複数回答可)

回答内容	回答数
1 宿泊税とはどのようなものか	5
2 宿泊税はいくらかかるのか	15
3 なぜ払わなければいけないのか	9
4 いつ支払えばよいのか	5
5 宿泊税はどのようなことに使われるのか	1
6 課税免除を受けるにはどうすればよいのか	0
7 その他	2

問3 直近1か月で、宿泊税の支払いに関する周知・説明の際、宿泊客からどのような反応がありましたか。

回答内容	回答数
1 宿泊税を知っており、改めて説明することは少ない	21
2 宿泊税について説明を行えば、概ね理解をしてもらえることが多い	43
3 宿泊税について説明を行うが、苦情を受けることが多い	0
4 宿泊税についての説明をする機会がない	8
5 その他	2
6 特になし	19
7 未回答	1

問4 宿泊税の特別徴収事務で最も苦労していることは何ですか。

回答内容	回答数
1 宿泊客への説明、問い合わせの対応	8
2 宿泊料金に対する税額の判定	2
3 宿泊客からの宿泊税の徴収	9
4 課税免除の対象の確認	2
5 帳簿の記載・保存	5
6 宿泊税納入申告書の作成・提出	14
7 宿泊税納入書による納入	3
8 その他	4
9 特になし	47

問5 昨年1年間で、宿泊税の課税免除について、団体などから申請(証明書の受領)がありましたか。

回答内容	回答数
1 申請(証明書の受領)があった	25
2 なかった	61
3 未回答	8

問6 課税免除の確認事務で最も苦労していることは何ですか。

回答内容	回答数
1 学校やクラブチーム等が証明書を持ってきていない際の対応	5
2 課税免除の対象となる「学校行事(修学旅行等)」であることの判断	3
3 課税免除の対象となる「スポーツ大会・文化大会」であることの判断	4
4 課税免除の対象とならない場合の宿泊者への説明	2
5 課税免除の対象となる宿泊はあったが、特段問題は生じていない	11
6 その他	0

3 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告【令和6年2月議会報告以降分】

物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	下黒崎町字丸高尾2611番1	宅地	171.26㎡	625,000円	755,500円	一般競争入札	個人
2	築町2番2	宅地	20.48㎡	4,120,000円	13,775,000円	一般競争入札	法人
3	神浦江川町字向945番3	宅地	9.77㎡	93,800円	97,700円	随契売払	個人
4	長浦町字池田2670番2	宅地	18.08㎡	213,000円	230,000円	随契売払	個人
5	神浦向町字向山138番6ほか3筆	宅地	108.79㎡	367,384円	367,384円	随契売払	長崎県
合計			328.38㎡	5,419,184円	15,225,584円		

物件 1

位置図



物件 2

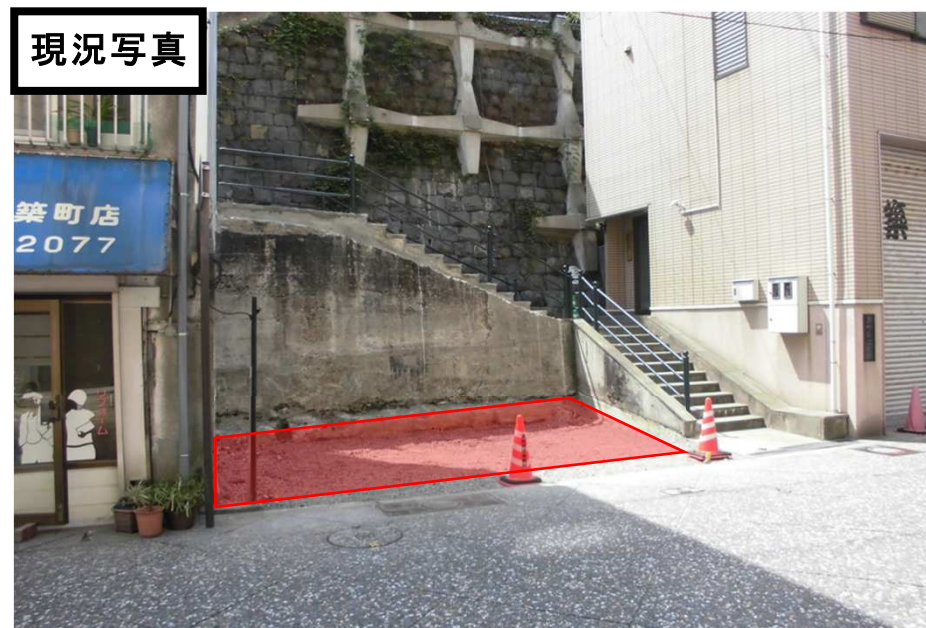
位置図



現況写真



現況写真



物件 3

位置図



物件 4

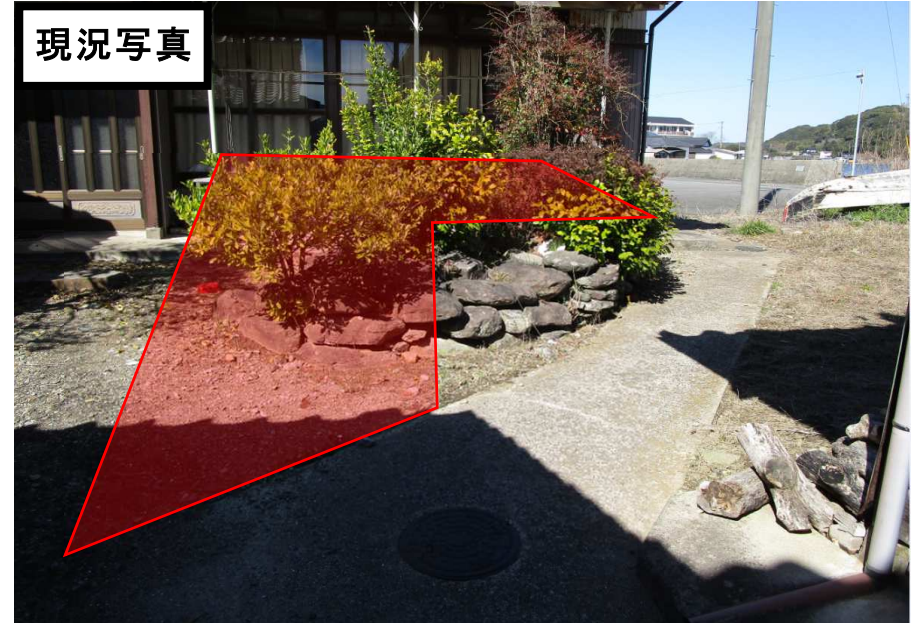
位置図



現況写真



現況写真



物件 5

位置 図



神浦向町字向山138番6ほか3筆

国土地理院地図

現況 写真 ②



現況 写真 ①



現況 写真 ③

